



平成 28 年 12 月 28 日

各位

会社名：株式会社省電舎  
代表者名：代表取締役社長 鶴澤利雄  
(コード番号：1711 東証二部)  
問い合わせ先：取締役管理本部長 福本裕士  
(Tel:03-6821-0004)

### 新株予約権の譲渡申請に対する承認決議のお知らせ

平成 28 年 10 月 6 日に開示いたしました、「第三者割当により発行される第 6 回新株予約権の募集に関するお知らせ」でお知らせしました通り、当社は本年 10 月 24 日を効力発生日とした、第 6 回新株予約権を発行いたしました。

本日、当該第 6 回新株予約権について、その引受先である、中村健治氏並びに西島修氏より、その一部について第三者に譲渡する旨の申請があり、本日開催の取締役会にて、その申請を承認致しました。

#### 1. 新株予約権譲渡の概要

- (1) 譲渡日 平成 28 年 12 月 28 日
- (2) 譲渡価格 新株予約権 1 個につき、140 円
- (3) 譲渡個数 中村健治氏 500 個 西島修氏 500 個

平成 28 年 12 月 28 日現在（本譲渡後）の新株予約権の状況

	総引受個数	行使済個数	未行使残個数 (本譲渡前)	本譲渡個数	残保有個数 (本譲渡後)
中村健治	2,000	0	2,000	500	1,500
西島修	4,000	2,000	2,000	500	1,500

#### (4) 譲渡先の概要

商号 有限会社リーフィールド

住所 東京都港区南青山 7 丁目 1 番 27-201 号

代表者 行場秀友

設立 平成 17 年 2 月 1 日

資本金 300 万円

事業 不動産・投資・インテリア等販売及びコンサルティング

当社との関係 資本的関係、人的関係、取引関係はありません



## 2. 新株予約権譲渡の理由等

### (1) 譲渡の経緯及び理由

当社では、平成 28 年 10 月 6 日開示の通り、新株予約権の発行を行っておりますが、その目的の一つは、省エネルギー事業の再構築であります。

今回、中村氏及び西島氏から新株予約権の譲渡を受ける有限会社リーフィールドの代表者、行場秀友氏は、これまで医療機関向けシステム構築を本業として行ってきたことから、医療機関における省エネルギー分野での需要を、よく把握し、省エネルギー事業者への顧客紹介をしていました。

当社社外取締役の西島氏は、自らが社外役員を務める LED 製品メーカーを通じて、行場氏を紹介され、同氏が個人的な人脈により、主に病院向けの LED 等省エネルギー商材の販売先紹介業務をしており、今後有限会社リーフィールドの代表に就任すると同時に、現在同氏が把握する病院側の発注予定データを元に、これを本格的な事業とする旨を聞きました。一方で、当社グループでは、省エネルギー事業の販売体制の強化を課題としております。そこで、西島氏の紹介により、当社役員の中村氏と行場氏の間で、LED 販売についての協業をしていくことで合意し、行場氏に当社株式を保有してもらうと同時に、行場氏が把握している発注への取り組みを、当社グループで直接受注していくことを目指しております。

当該取り組みに関しまして、リーフィールド社からの資金提供によって早期に新株予約権の行使を行い、当社の省エネルギー事業及び再生可能エネルギー事業の早期の進捗に対応すると同時に、病院向け LED 等導入をリーフィールド社との協力で進めるため、同社への新株予約権の譲渡申請を承認致しました。

具体的なビジネスモデルとしては、リーフィールド社および行場氏が入手する情報に基づき、病院等への LED 等省エネルギー商材の販売・施工を当社で引き受け、それら商材の開発・製造に要する資金を、リーフィールド社が提供する、というビジネスモデルを計画しております。行場氏はこれまで大手病院に対して LED 工事の実績がある会社との人脈をもっており、これを活かした形で、当社としては、当社製品（当社子会社エールケンフォー社開発）及び他社製品の省エネルギー商材を、大手病院向けに施工・販売（当社および当社子会社ドライイー社）を行い、グループ全体で売上利益に大きく寄与するビジネスへ育成したいと思っております。

### (2) 譲渡先に対する確認事項等

#### ① 反社会勢力等には該当しないこと

リーフィールド社およびその代表者が、反社会勢力、あるいは反社会勢力と関係があ



る人物でないことは、外部の調査機関である、株式会社セキュリティ&リサーチの調査によって確認しております。

② 行使方針及び保有方針

省エネルギー事業の再構築及び、再生可能エネルギー事業の進捗に鑑み、平成29年1月末日までに新株予約権の行使を実施する方針と聞いております。

行使に必要な資金の残高確認は、通帳コピーで確認しております。

また、行使後の株式については2年間を目途に中期的に保有する旨の書面を頂いております。

(5) 譲渡後の総議決権数に対する割合

新株予約権行使後の持ち株比率

氏名又は名称	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に 対する所有議決権数の割合 (%)
中村健治	814,400	29.07
西島修	350,000	12.50
有限会社リーフィールド	100,000	3.57
株式会社SBI証券	29,300	1.05
岡本佳治	28,000	1.00
楽天証券株式会社	27,300	0.97
西出 佳世子	27,200	0.97
日本証券金融株式会社	27,000	0.96
江川 源	18,600	0.66
UBS AG SINGAPORE (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	15,100	0.54
計	1,436,900	51.29

(注)

1. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成28年9月30日現在の総議決権数(18,415個)に、平成28年10月27日効力発生の簡易株式交換に伴う発行新株式数359,900株に係る議決権の数(3,599個)及び平成28年10月6日に発行決議しました、第6回新株予約権の目的となる株式(600,000株)に係る議決権の個数(6,000個)を加えた議決権数(28,014個)を分母として算出しております。
2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

なお、今回の取り組み等により、業績に重要な影響を与える事由が判明した際には、速やかに開示をいたします。

以上